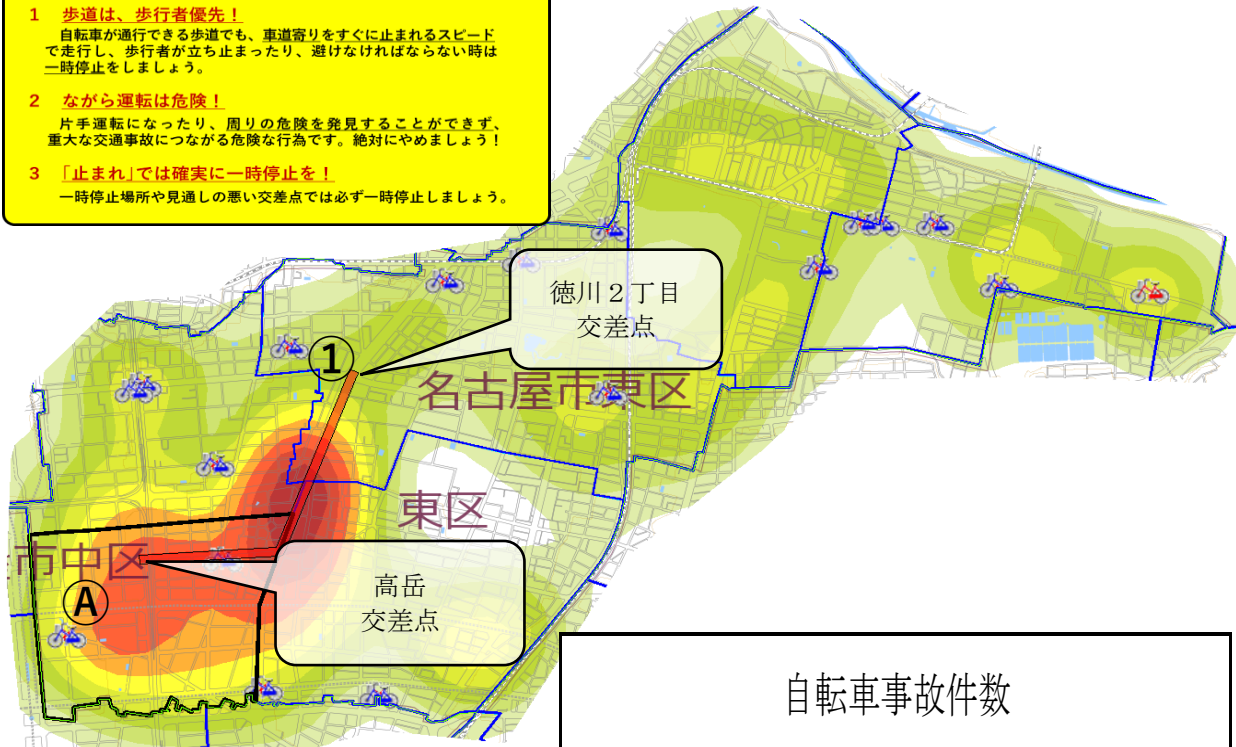


令和8年度 自転車指導啓発重点地区及び路線

東警察署

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！**
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。



凡 例

自転車事故密度分布

低
高

自転車指導啓発重点地区

自転車指導啓発重点路線

重傷事故発生場所

死亡事故発生場所

①	【重点地区】
東桜交番管内	
選定理由	
市内中心部への動線上にあり、全年齢層の自転車利用者に対する各種取組を実施する必要があるため。	

自転車事故件数			
区分	東警察署 管内		
	R5.1 ~R7.12	重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	366	17	1

①	国道19号
徳川2丁目 交差点	~ 高岳 交差点
2,300 m	
選定理由	
朝・晩の通勤、通学時間帯における全年齢層の自転車利用者の交通事故が多発しているため。	